

人材開発支援助成金を活用した人材育成



「人材開発支援助成金」は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練の段階的・体系的な実施や人材育成制度を導入し、労働者に適用させた事業主等に対して助成する制度です。

具体的には、訓練関連の各コースは、従業員の職業能力開発についての計画（事業内職業能力開発計画、年間職業能力開発計画）に基づいて訓練を行った事業主に対して、訓練経費と訓練期間中に支払った賃金の一部を助成します。

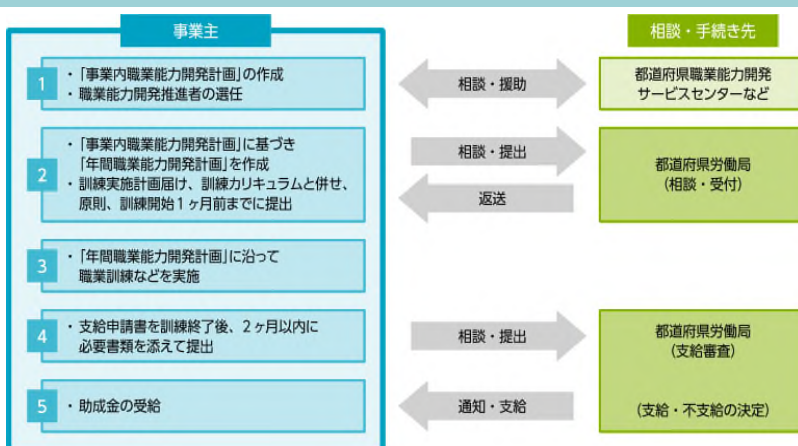
助成適用となる主な条件

- ①雇用保険適用事業所の事業主であること。年間職業能力開発計画または制度導入適用計画届の提出日の前日から6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に雇用する被保険者を解雇等事業主都合により離職させた事業主以外の事業主であること。
- ②支給対象経費を事業主が全額負担していること。
- ③訓練を受けさせる期間中も、所定の労働時間労働した場合に支払う通常の賃金を支払っていること。
- ④労働組合などの意見を聴いて事業内職業能力開発計画およびこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、その計画の内容を労働者に周知していること。職業能力開発推進者を選任していること。

※助成金申請が初めて事業主様は、各都道府県職業能力開発サービスセンターにてお手続きが必要になります。

和歌山職業能力開発サービスセンター TEL 073-425-5455

手続き開始～助成金受給までの流れ



◆一般型訓練コース

経費助成30%(上限7万円) 賃金助成380円(1時間あたり)円程度

最大で、**75,640円**程度の助成が受けられます。

◆特定訓練コース

(若年人材育成訓練)

※雇用開始後5年以内で35歳未満の労働者対象

経費助成45%(上限15万円) 賃金助成760円(1時間あたり)程度

最大で、**117,260円**程度の助成が受けられます。

人材開発支援助成金の適用例	受講費用(税込)	助成金 特定訓練コース (経費助成・賃金助成)	実質負担(概算)
JUIDA認定操縦技能・安全運航管理者コース	226,800円	- 117,260円	= 109,540円
i-Construction対応 測量一般コース	54,000円	- 29,260円	= 24,740円
赤外線カメラ搭載ドローン 太陽光パネル点検コース	86,400円	- 45,340円	= 41,060円
VR映像・空撮映像・クリエイターズコース	64,800円	- 35,240円	= 29,560円

※人材開発支援助成金の適用となる訓練コースにより、助成金内容が異なります。詳しくは、下記の窓口にてお問い合わせください。

□詳しくは、ホームページをご覧ください。お近くの都道府県労働局へお問い合わせください。

◆インターネットでの検索 **人材開発支援助成金** で検索。

◆ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouroudou/koyou/kyufukin/do1-1.html>

◆和歌山労働局 職業対策課 073-488-1161 または、最寄りのハローワークにて



厚生労働省の人材開発支援助成金について